また、この期間中は、海や川へ泳ぎに行くことも多くなります。どこでどんな事故にあうかも 分かりません。安全には十分気を付けるよう、ご家庭で常に話し合ってください。水泳の決まり は学校から出しています。「決まりがあるから安全」とは言えません。目安としていただき、そ れ以上の安全対策をご家庭でお願いします。

その他休み中の学習課題・提出物等は各学級よりお知らせがありますので、確認をお願いしま す。新学期には元気に登校してほしいです。



文責 山﨑理奈

1学期の学級集金にご協力ありがとうございました。 2学期もよろしくお願いします。



※1学期の会計報告は9月1日(金)にお配りします。

しかし、「そもそも義務教育は夕ダじゃないの?なぜ集金するの?」と疑問に思う方もい らっしゃるかもしれません。

憲法26条2項では、「義務教育は夕ダです」とはっきり書いてあります。【★1】 そのまま素直に読めば、小学校や中学校ではお金がいっさいかからないように思いますね。 ところが、教育基本法5条4項には、「タダなのは授業料のことです」とタダの範囲がせ ばめられています。【**★**2】

学校教育法第5条では「市町村は学校の経費を負担する」とありますが、全てとはなって いません。【**★**3・**★**4】

また、教科書は夕ダでもらっていますね。これは法律で定められています。【★5】

憲法や法律で定められていない部分を公費で賄えればいいのですが、配当される予算の関 係上、テストやドリルなどは保護者のみなさまに負担していただいております。

学校では少しでも保護者負担軽減になるように努めていきます。

- 【★1】憲法26条2項 「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する 子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする」
- 【★2】教育基本法5条4項「国又は地方公共団体の設置する学校における義 務教育については、授業料を徴収しない」
- 【★3】学校教育法第5条「学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令 の特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する。
- 【★4】地方財政法、義務教育国庫負担法、学校図書館法、学校保健法、学 校給食法、就学援助法などの関連法令
- 【★5】義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律(昭和37年3月31 日公布、同年4月1日施行)、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関 する法律(昭和38年12月21日公布、同日施行)

## ◇お知らせ

二学期水泳大会の期日変更をお知らせします。この日は全国学力・学習状況の研修会が予定さ れていますので、大変ご迷惑をおかけしますが下記のようになります。

変更前:9月5日(火) 変更後:9月6日(水) PTA役員会もあります。

平和登校日のご案内は別途いたしますが、3、4年生については、附属小の田中先生に公開授 業を行っていただきます。下校が他学年と違いますがよろしくお願いします。



)